

「テナント支援協力金」の受付を開始します！
～店舗のビル等のオーナー向けに、減免した賃料に対して支援を行います～

千葉市では、休業要請を受けた業種や外出の自粛要請等により実質的に休業に準ずる影響を受けている業種の負担軽減を図り、事業の継続を支援するため、休業要請を受けた業種や飲食店が入居しているビル等のオーナーに対し、緊急事態宣言の発令期間中に減免した賃料等を支援する「テナント支援協力金」の受付を開始しますので、お知らせします。

1 事業内容

(1) 対象テナント

- ア 千葉県から発出された休業の協力要請に応じて休業した中小企業・小規模事業者の店舗
- イ 自粛要請により実質的に休業に準ずる影響を受けている飲食店のうち、本市が定めた「新型コロナウイルス感染症対策8か条」を順守し、かつ特措法に基づく千葉県の飲食店に対する協力要請（午後7時以降の酒類の提供自粛）に応じた中小企業・小規模事業者の店舗

(2) 支援対象

対象テナントの賃料等を減免した賃貸人

＜交付対象者の要件＞

- ア 対象テナントと賃貸借契約を締結していること。
- イ 本市税について、適正に申告し、及び納付していること。
- ウ 関係する法令等の規定を遵守していること。
- エ 以下の項目に該当しないこと。
 - (ア) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）がその事業活動を支配する者
 - (イ) 代表者又は役員が暴力団員である者
 - (ウ) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められる者
 - (エ) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に係る者
 - (オ) 宗教活動又は政治活動を目的とする者
 - (カ) 公序良俗に反する等、市長が不相当と認める者

(3) 交付金額

対象テナントに対して減免した賃料等の10分の8（1テナントあたり上限50万円）

※対象となる賃料は、緊急事態宣言の発令期間中（令和2年4月7日～5月6日）に支払いが発生する、1か月分の賃料等を限度とする。

※賃貸人が複数テナント分を申請することも可能です。件数の上限はありません。

(4) 交付申請期間

令和2年4月28日(火) 15:00～令和2年6月30日(火)

2 申請書類

(1) 千葉県テナント支援協力金交付申請書

(2) 交付金額計算書

(3) 賃料の減免について賃借人と合意したことを示す書類の写し

(4) 賃料減免前の契約書の写し

(5) 店舗の写真

ア 店舗の外観(看板等の店舗名が分かるもの)

イ 店舗の内部(店舗内の状況が分かるもの)

ウ 千葉県による休業要請等に応じていることが分かるもの

(ア) 休業要請の対象施設である場合は、休業していることが分かるもの

(イ) 飲食店の場合は、千葉県から送付された「飲食店での新型コロナウイルス感染症対策8か条」が掲示されていること及び特措法に基づく千葉県の飲食店に対する協力要請に応じていることが分かるもの

(6) 対象テナントの業種が判断できる書類(営業許可証の写し等)

(7) 誓約書

(8) 振込先口座の分かる書類

3 申請方法

原則、オンライン提出となります。

※以下のポータルサイトの専用の申込フォームから提出できます。

【URL】https://www.city.chiba.jp/keizainosei/keizai/kikaku/covid19-tenant_kyouryokukin.html

千葉県 テナント支援協力金

検索



【市ホームページ】

※郵送の場合

申請書類を以下の宛先に簡易書留など郵便物の追跡ができる方法で郵送してください。

※必ず申請者情報シートを同封してください。(様式はホームページに掲載いたします。)

(6月30日必着)

(宛先) 〒260-8722 千葉県中央区千葉港1番1号

千葉市役所 企業立地課